

院内感染対策サーベイランス実施マニュアル新旧対照表

	旧 (2008年11月改訂版)	新
3頁、下から10行目	季報	半期・四半期
6頁、上から12行目	感染症発症患者	感染症患者
8頁、上から13行目	入力された全データを対象として	患者の入室日を基準として1月～12月分は
8頁、下から12行目	運営委員会は、	トル
8頁、下から5行目	運営委員会での決定に基づき	トル
8頁、下から4行目	除外することができる。	除外することができる。この場合、その実施内容および削除することとした理由等について運営委員会で報告することとする。
8頁、下から1行目	集計・解析の項目は、別添「院内感染対策サーベイランス解析評価情報一覧」に示す。	トル
9頁、上から7行目	季報	半期・四半期
9頁、下から10行目	所定の様式に沿って必要事項を記入の上、 <a href="mailto:janis_query@nih.go.jp">janis_query@nih.go.jp</a> 宛てに電子メールを送付する。	院内感染対策サーベイランスホームページの「お問い合わせ」より連絡する。
9頁、下から7行目	<a href="mailto:janis_query@nih.go.jp">janis_query@nih.go.jp</a> 宛てに電子メールにて行う。	院内感染対策サーベイランスホームページの「お問い合わせ」より連絡する。
9頁、下から7行目	問い合わせ時には、医療機関名、参加部門及び責任者を明記する。	トル
10頁、上から13行目	8-4 データベースの研究利用	8-4 サーベイランスデータの研究利用
10頁、上から14～17行目	8-4-1 参加医療機関による自施設データの使用 参加医療機関は、院内感染の要因分析等、有効かつ効率的な院内感染対策の実施に寄与する研究又は教育に必要な場合、所定の申請書を提出し、自施設のサーベイランスデータをデータベースより抽	トル

	出し、使用することができる。	
10 頁、上から 18～32 行目	<p>8-4-2 参加医療機関により構成される研究班のデータベースの利用</p> <p>参加医療機関により構成される研究班は、サーベイランスシステムの改善や院内感染の要因分析に関する研究等を目的として、データベースより複数の医療機関のサーベイランスデータを抽出し、使用することができる。この場合、下記の手続をとることとする。</p> <p>(ア)研究班の代表者は、データを提供する協力医療機関を公募、協力依頼する。</p> <p>(イ)協力依頼書には研究代表者名、研究目的、提供データの内容(部門、項目、期間)を明記する。</p> <p>(ウ)協力医療機関は、病院長名で承諾書を研究班に提出する。</p> <p>(エ)研究班は、承諾書を取りまとめた上で、指導課に所定の申請書によりデータ使用申請をする。</p> <p>(オ)運営委員会は、申請書を審査した上で、データ管理委託業者に指示し研究班に対してデータを提供する。</p> <p>(カ)研究班は、研究成果を公表する前に、厚生労働省および協力医療機関に公表内容等を報告する。</p>	<p>8-4-1 サーベイランスデータの研究利用</p> <p>本サーベイランスシステムの改善や院内感染の要因分析に関する研究等、公益性のある研究計画が統計法 33 条に基づき承認された場合は、データベースより参加医療機関のサーベイランスデータが抽出され、研究利用されることがある。</p> <p>本サーベイランスデータの研究利用申請を行う者は、統計法 33 条に基づく手続きをとるにあたり、事前に院内感染対策サーベイランスホームページの「お問い合わせ」より指導課まで連絡する。</p>
11 頁、上から 1 行目	8-4-3 免責事項等	8-4-2 免責事項等
11 頁、上から 2 行目	データベースのデータ	サーベイランスデータ
11 頁、上から 2 行目	参加医療機関や研究班等が実施した	実施された